

（最低制限価額）
第十條 施行者は、入札すべき各筆の土地ごとに最低制限価額を定めなければならない。

2 前項の最低制限価額は、施行者が、二人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その評価額に基づいて定める法第二十条第三項の規定による通知又は第一回の公告の時における価格とする。

（入札及び開札）

第十一條 入札をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、入札書に封をしてこれを施行者に差し出さなければならない。

2 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 開札は、入札の終了後、直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に關係のない職員を立ち会わせなければならない。

（入札の打ち切り）

第十二條 法第二十条第七項の規定により入札を行なつた場合において、入札者がいないとき、又は入札価額が最低制限価額に達しないときは、施行者は、入札を打ち切るものとする。

（入札者の順位確定）

第十三條 施行者は、最低制限価額以上の入札者について、同一価額による入札者を同順位とし、他の入札者より高価額による入札者を先順位として入札者の順位を確定しなければならない。

（落札者の決定）

第十四條 施行者は、前条の規定により確定した最先順位の入札者を落札者として定めなければならない。ただし、最先順位の入札者が二人以上あるときは、当該入札者についてくじで定める。

（買受代金の納付の期限）

第十五條 落札者は、落札者として定められた日の翌日から起算して十日以内に買受代金を納付しなければならない。

2 施行者は、必要と認めるときは、十日をこえない範囲内で前項の期間を延長することができる。

（落札者の変更）

第十六條 落札者が前条の期間内に買受代金を納付しないときは、落札者としての資格を失ない、他の入札者のうち最先順位の入札者が落札

者となる。第十四条ただし書の規定は、この場合について準用する。

（時価をこえる合計額の払渡し）

第十七條 法第二十条第八項の規定による払渡しは、落札者が買受代金を納付した日の翌日から起算して三十日以内に行なければならない。

（施行規程の記載事項）

第十八條 法第二十三条第一項第五号の政令で定める事項は、地積の決定の方法に関する事項とする。

（施行計画の縦覧についての公告）

第十九條 施行者が法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により施行計画を公衆の縦覧に供しようとする場合については、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定を準用する。

（施行区域及び設計の概要を表示する図書の縦覧）

第十九條の二 法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により施行区域及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供しようとする場合については、土地区画整理法施行令第一条の二の規定を準用する。

（縦覧手続等を省略できる施行計画の修正又は変更）

第二十條 法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第十三項の政令で定める軽微な修正又は変更については、土地区画整理法施行令第四条第一項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（国土交通大臣又は都道府県知事の認可を要しない設計の概要の変更）

第二十一條 法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十二項の政令で定める軽微な設計の概要の変更については、土地区画整理法施行令第四条の二の規定を準用する。

（土地整理審議会の委員の定数の基準）

第二十二條 土地整理審議会の委員の定数の基準は、次のとおりとする。

一 面積五百ヘクタール未満の施行区域（工区）ごとに土地整理審議会を置く場合において

は、工区。以下この項において同じ。）二十一人

二 面積五百ヘクタール以上千ヘクタール未満の施行区域 二十一人以上三十人以下

三 面積千ヘクタール以上二千ヘクタール未満の施行区域 三十一人以上四十人以下

四 面積二千ヘクタール以上の施行区域 四十一人以上五十人以下

2 法第二十七条第三項において準用する土地区画整理法第五十八条第三項の規定により新都市基盤整備事業における土地整理について学識経験を有する者のうちから委員を選任することを施行規程で定める場合においては、あわせて当該選任すべき委員の数及び法第二十七条第三項において準用する土地区画整理法第五十八条第三項の規定により選挙すべき委員の数を施行規程で定めなければならない。

（土地整理審議会の委員の選挙）

第二十三條 土地整理審議会の委員の選挙については、土地区画整理法施行令第十九条から第四十二条まで及び第四十三条から第五十五条までの規定を準用する。

（収用委員会に対する裁決申請手続）

第二十四條 法第二十九条において準用する土地区画整理法第七十三条第三項（法第二十九条において準用する土地区画整理法第七十八条第三項、法第三十九条において準用する土地区画整理法第一百零一条第四項並びに法第四十三条において準用する土地区画整理法第一百零四条第四項及び第一百零六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合については、土地区画整理法施行令第六十九条の規定を準用する。

（三月の予告期間を要しない建築物の軽微な移転又は除却）

第二十五条 法第二十九条において準用する土地区画整理法第七十七条第三項ただし書の政令で定める軽微な移転又は除却については、土地区画整理法施行令第七十一条の規定を準用する。

（建築物等の移転又は除却の通知等に代わるべき公告）

第二十六条 法第二十九条において準用する土地区画整理法第七十七条第四項の規定による公告については、土地区画整理法施行令第七十二条の規定を準用する。

（再度の縦覧手続を要しない換地計画の修正）

第二十七條 法第三十二条又は法第三十八条第二項において準用する土地区画整理法第八十八条

第五項ただし書の政令で定める形式的な修正については、土地区画整理法施行令第五十六条の規定を準用する。

（過小宅地の基準）

第二十八條 法第三十六条において準用する土地区画整理法第九十一条第二項に規定する過小宅地の基準となる地積は、百平方メートル以上でなければならない。ただし、次に掲げる宅地については、この限りでない。

一 法第三十九条において準用する土地区画整理法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定後の分筆により生じた宅地で、施行計画を変更しなければ百平方メートル以上の宅地となるように換地を定めることが困難なもの

二 法第三十六条において準用する土地区画整理法第九十一条第四項の規定による土地整理審議会の同意が得られなかつた宅地

三 換地技術上百平方メートル以上の宅地となるように換地を定めることが困難であると都道府県知事が認めた宅地

（特別の考慮を払つて換地を定めることができる宅地）

第二十九條 法第三十六条において準用する土地区画整理法第九十五条第一項第一号から第五号まで及び第七号の政令で定める施設及び宅地については、土地区画整理法施行令第五十八条の規定を準用する。

（換地計画の縦覧についての公告）

第三十條 施行者が法第三十八条第二項において準用する土地区画整理法第八十八条第二項の規定により換地計画を公衆の縦覧に供しようとする場合については、土地区画整理法施行令第五十五条の二の規定を準用する。

（清算金の分割徴収等）

第三十一條 法第四十二条において準用する土地区画整理法第一百零二条第二項の規定による清算金の分割徴収又は分割交付については、土地区画整理法施行令第六十一条の規定を準用する。

（法第四十七条の特別の定め）

第三十二條 処分計画においては、教育施設、医療施設、購買施設その他の施設で、施行区域内の居住者の共同の福祉又は利便のため必要ものを設置しようとする者（国、地方公共団体及び地方住宅供給会社を除く。）が当該施設の用に供するため自ら造成する土地は、その者に譲り渡すものと定めることができる。

第三十三條 削除

附則（昭和五〇年八月五日政令第二四八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年九月三〇日政令第二九三号）抄

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則（昭和五二年三月九日政令第二五号）抄

第一条 この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

附則（昭和五六年八月三日政令第二六八号）抄

第一条 この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附則（昭和五七年四月二六日政令第一二六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年一〇月一日政令第二八一号）抄

この政令は、土地区画整理法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十七年十月二日）から施行する。

附則（昭和六三年一二月一日政令第三三二四号）抄

この政令は、土地区画整理法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年十一月十五日）から施行する。

附則（平成五年五月六日政令第一六四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条のうち都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第五条の次に六条を加える改正規定中都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第二項第一号イに係る部分、第五条の規定及び第六条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十九条第十号の表の改正規定は、土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条のうち都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第五条の次に六条を加える改正規定中都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第二項第一号イに係る部分、第五条の規定及び第六条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十九条第十号の表の改正規定は、土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。

附則（平成六年九月一九日政令第三〇三号）抄

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附則（平成八年一〇月三〇日政令第三一四号）抄

この政令は、自動車ターミナル法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年十一月二十八日）から施行する。

附則（平成一二年八月一八日政令第二五六号）抄

この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附則（平成一二年一二月一〇日政令第三五二号）抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三二二号）抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一六年四月九日政令第一六〇号）抄

この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一六年一二月二七日政令第四二二号）抄

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年一〇月二二日政令第三三二二号）抄

この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月二十四日）から施行する。

附則（平成一八年一二月二七日政令第一二二号）抄

この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

（新都市基盤整備法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第二条に規定する者の鑑定評価による新都市基盤整備法施行令第十条第一項の最低制限額の定め、国土利用計画法施行令第九条第一項の規定による標準価格の判定及び土地の再評価に関する法律施行令第二条に規定する事業用土地の再評価については、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる政令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一九年二月二三日政令第三一一号）抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（令和五年一二月六日政令第三五〇号）抄

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。